

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

(1) 所得

給与収入 (所得金額調整前)	(A)	主たる給与 以外の合算	営業 等	不 利 配 給	給 与 時 間
所得 (所得金額調整後)	(B)	所得区分	業 動 子 当 与	給 与 時 間	
その他の所得計					
(2) 総所得金額①		(C)			

※総所得金額は繰越損失前の金額です。

(3) 所得控除

雑 損		障・寡・ひ・勤	
医 療 費		配 偶 者	
社会保険料		配偶者特別	
小規模企業共済		扶 養	
生命保険料		基 礎	
地震保険料		所得控除合計②	(D)

(7) (摘要)

(5) 課税標準

総所得③	
山林所得	
分離短期譲渡	
分離長期譲渡	
株式等の譲渡	
上場株式等の配当等	
先物取引	

(6) 税額

税額控除前所得額④	
税額控除額⑤	
所得割額⑥	
均等割額⑦	
税額控除前所得額④	
税額控除額⑤	
所得割額⑥	
均等割額⑦	
特別徴収税額⑧ (E)	
控除不足額⑨	
既 充 当 額⑩	
既 納 付 額⑪	
差引納付額⑧-⑩-⑪	
変更前税額⑫	
増減額⑧-⑫	

(8) 納付額

6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
4月分	
5月分	

変更月 月

氏 名	指 定 番 号
住 所	宛 名 番 号
	受 給 者 番 号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、
 地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって
 通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、
 この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に大府
 市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税
 額の決定の取消しを求めるときは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日か
 ら起算して6か月以内に大府市長を被告として(大府市長が被告の代表者となります。)提訴
 することができます。
 なお、差分の取消しの請求は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提訴するこ
 とができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決
 がないとき、②処分、処分執行又は不服の提起により取消しを要しない理由を認けるため裁決
 の必要があるとき、③その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経な
 いでも差分の取消しの請求を提訴することができます。

年 月 日

特別徴収義務者名



大府市公式マスコット
キャラクター「おぶちゃん」